

青少年の雇用の促進等に関する法律第 11 条の労働に関する法律の規定等を定める 政令（平成28年政令第 4 号）

青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和45年法律第98号）第30条の規定による読み替えて適用される第11条の規定に基づき、求人不受理の要件となる船員に関する労働関係法令違反の対象条項を以下のように定める。

1. 過重労働の制限などに対する規定

長時間労働や賃金不払い残業などに関する法違反は、若者の円滑なキャリア形成に支障をきたす恐れがあるため、以下の規定を対象とする。

- ・ 強制労働の禁止
：労働基準法第5条
- ・ 賃金関係（賃金の支払、割増賃金、最低賃金）
：船員法第53条第1項及び第2項、第66条（第88条の2の2第4項及び第5項並びに第88条の3第4項において準用する場合を含む。）、最低賃金法第4条第1項
- ・ 労働時間（労働時間の限度・定員）
：船員法第65条の2第3項（第88条の2の2第5項において準用する場合を含む。）及び第69条
- ・ 休日、休息时间、年次有給休暇
：船員法第62条第1項（第88条の3第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第65条の3第1項及び第2項、第74条第1項及び第2項並びに第78条

2. 性別や仕事と育児などの両立などに関する規定

性別や仕事と育児などの両立を理由とした不適切な取扱いがなされる場合は、若者の継続就業が困難となることがあるため、以下の規定を対象とする。

- ・ 妊娠・出産等を理由とする不利益取扱いの禁止等
：男女雇用機会均等法第9条第1項～第3項
- ・ 性別を理由とする差別の禁止、セクハラに対する措置等
：男女雇用機会均等法第5条、第6条、第7条、第11条第1項
- ・ 妊娠中、出産後の健康管理措置
：男女雇用機会均等法第12条、第13条第1項
- ・ 育児休業、介護休業等の申出があった場合の義務、不利益取扱いの禁止等
：育児・介護休業法第6条第1項、第10条(同法第16条、第16条の4、第16条の7において準用する場合を含む。)、第12条第1項、第16条の3第1項、第16条の6第1項、第19条第1項(同法第20条第1項において準用する場合を含む。)、第20条の2、第23条、第23条の2、第26条、第52条の4第2項(同法第52条の5第2項において準用する場合を含む。)
- ・ 男女同一賃金の原則
：労働基準法第4条
- ・ 妊産婦の就業制限等
：船員法第87条、第88条、第88条の2の2第1項、第88条の3第1項並びに第88条の4第1項

3. その他、青少年に固有の事情を背景とする課題に関する規定

新卒採用においては、募集から採用・就業までの期間が長く、募集段階から労働条件に変更が生じやすいことから、就業前に労働条件を確認することが重要であるため、雇入契約等締結時の労働条件の明示規定を対象とする。また、年少者に関する労働基準の規定も対象とする。

- ・ 労働条件の明示
：船員法第32条、第36条第1項及び第2項並びに第47条第1項（第4号中第41条第1項第2号に係る部分に限る。）
- ・ 年少者に関する労働基準
：船員法第85条第1項及び第2項及び第86条第1項

※ 労働基準法については、船員職業安定法第89条第1項の規定により適用する場合を含む。
 ・ 船員法については、船員職業安定法第89条第4項及び第5項並びに第92条第1項並びに船員職業安定法施行令第2条第1項及び第4条の規定により適用する場合を含む。
 ・ 男女雇用機会均等法については、船員職業安定法第91条の規定により適用する場合を含む。

政令第四号

青少年の雇用の促進等に関する法律第十一
条の労働に関する法律の規定等を定める政
令

内閣は、青少年の雇用の促進等に関する法律(昭
和四十五年法律第九十八号) 第十一条(同法第三
十条の規定により読み替えて適用する場合を含
む。)の規定に基づき、この政令を制定する。

1 青少年の雇用の促進等に関する法律(以下
「法」という。) 第十一条の労働に関する法律の
規定であつて政令で定めるものは、次のとおり
とする。

一 労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)

第四条、第五条、第十五条第一項及び第三項、
第二十四条、第三十二条、第三十四条、第三
十五条第一項、第三十七条第一項及び第四項、
第三十九条第一項、第二項、第五項及び第七
項、第五十六条第一項、第六十一条第一項、
第六十二条第一項及び第二項、第六十三条、
第六十四条の二(第一号に係る部分に限る。)、
第六十四条の三第一項、第六十五条、第六十
六条並びに第六十七条第二項の規定(これら
の規定を労働者派遣事業の適正な運営の確保
及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭和
六十年法律第八十八号) 第四十四条(第四項
を除く。)の規定により適用する場合を含む。)
二 最低賃金法(昭和三十四年法律第三百七十
七号) 第四条第一項の規定

三 雇用の分野における男女の均等な機会及び
待遇の確保等に関する法律(昭和四十七年法
律第百十三号) 第五条から第七条まで、第九
条第一項から第三項まで、第十一条第一項、
第十二条及び第十三条第一項の規定(これら
の規定を労働者派遣事業の適正な運営の確保
及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭和
六十年法律第八十八号) 第四十四条(第四項
を除く。)の規定により適用する場合を含む。)

四 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を
行う労働者の福祉に関する法律(平成三年法
律第七十六号) 第六条第一項、第十条(同法
第十六条、第十六条の四及び第十六条の七に
おいて準用する場合を含む。)、第十二条第一
項、第十六条の三第一項、第十六条の六第一
項、第十六条の八第一項、第十六条の九、第十
七条第一項(同法第十八条第一項において準
用する場合を含む。)、第十八条の二、第二十
九条第一項(同法第二十条第一項において準
用する場合を含む。)、第二十条の二、第二十
三条、第二十三条の二、第二十六条及び第二十
五条の四第二項(同法第五十二条の五第二
項において準用する場合を含む。)の規定

青少年の雇用の促進等に関する法律第十一条の
労働に関する法律の規定等を定める政令をここに
公布する。

御 名 御 璽

平成二十八年一月十四日

内閣総理大臣 安倍 晋三

2

法第三十条の規定により読み替えて適用する
法第十一条の労働に関する法律の規定であつて
政令で定めるものは、次のとおりとする。

一 労働基準法(昭和二十三年法律第三十号) 第八
十九条第一項の規定により適用する場合を含
む。)の規定

二 船員法(昭和二十二年法律第百号) 第三十
二条、第三十六条第一項及び第二項、第四十
七条第一項(第四号中第四十一条第一項第二
号に係る部分に限る。)、第五十三条第一項及
び第二項、第六十二条第一項(同法第八十八
条の三第二項の規定により読み替えて適用す
る場合を含む。)、第六十五条の二第三項(同
法第八十八条の二の二第五項において準用す
る場合を含む。)、第六十五条の三第一項及び
第二項、第六十六条(同法第八十八条の二の
二第四項及び第五項並びに第八十八条の三第
四項において準用する場合を含む。)、第六十
九条、第七十四条第一項及び第二項、第七十
八条、第八十五条第一項及び第二項、第八十
六条第一項、第八十七条、第八十八条、第八
十八条の二の二第一項、第八十八条の三第一
項並びに第八十八条の四第一項の規定(これ
らの規定を船員職業安定法第八十九条第四項
及び第五項並びに第九十二条第一項並びに船
員職業安定法施行令(平成十六年政令第三百
六十九号) 第二条第一項及び第四条の規定に
より適用する場合を含む。)

三 最低賃金法(昭和二十二年法律第百号) 第三
十条、第三十六条第一項及び第二項、第四十
七条第一項(第四号中第四十一条第一項第二
号に係る部分に限る。)、第五十三条第一項及
び第二項、第六十二条第一項(同法第八十八
条の三第二項の規定により読み替えて適用す
る場合を含む。)、第六十五条の二第三項(同
法第八十八条の二の二第五項において準用す
る場合を含む。)、第六十五条の三第一項及び
第二項、第六十六条(同法第八十八条の二の
二第四項及び第五項並びに第八十八条の三第
四項において準用する場合を含む。)、第六十
九条、第七十四条第一項及び第二項、第七十
八条、第八十五条第一項及び第二項、第八十
六条第一項、第八十七条、第八十八条、第八
十八条の二の二第一項、第八十八条の三第一
項並びに第八十八条の四第一項の規定(これ
らの規定を船員職業安定法第八十九条第四項
及び第五項並びに第九十二条第一項並びに船
員職業安定法施行令(平成十六年政令第三百
六十九号) 第二条第一項及び第四条の規定に
より適用する場合を含む。)

四 雇用の分野における男女の均等な機会及び
待遇の確保等に関する法律(昭和四十七年法
律第百十三号) 第五条から第七条まで、第十
一条第一項、第十二条及び第十三条第一項の規
定(これらの規定を船員職業安定法第九十一
条の規定により適用する場合を含む。)

五 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を
行う労働者の福祉に関する法律(平成三年法
律第七十六号) 第六条第一項、第十条(同法
第十六条、第十六条の四及び第十六条の七に
おいて準用する場合を含む。)、第十二条第一
項、第十六条の三第一項、第十六条の六第一
項、第十六条の八第一項、第十六条の九、第十
七条第一項(同法第十八条第一項において準
用する場合を含む。)、第十八条の二、第二十
九条第一項(同法第二十条第一項において準
用する場合を含む。)、第二十条の二、第二十
三条、第二十三条の二、第二十六条及び第二十
五条の四第二項(同法第五十二条の五第二
項において準用する場合を含む。)の規定

附 則
この政令は、平成二十八年三月一日から施行する。

厚生労働大臣 塩崎 恭久
国土交通大臣 石井 啓一
内閣総理大臣 安倍 晋三